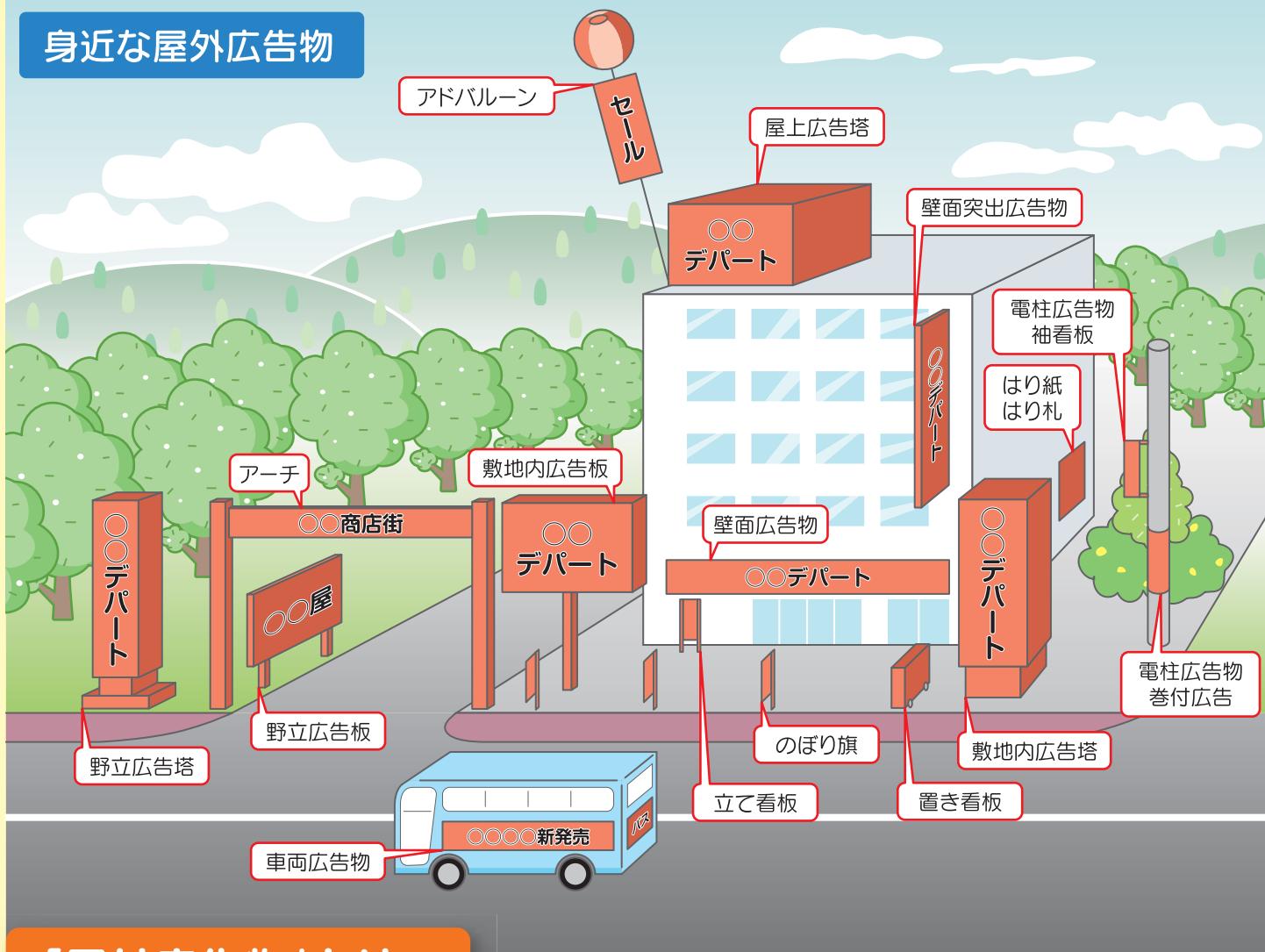


屋外広告物のルール

～栃木県では、優れた景観を守り育て
美しい街並みづくりに取り組んでいます～

身近な屋外広告物



「屋外広告物」とは…

「常時又は一定の期間継続」して
「屋外」で「公衆に表示」されるもの

で、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものです。

絵や写真などであっても、何らかのイメージを伝えるものであれば、屋外広告物となります。

屋外広告物はどこでも表示できるわけではありません。表示するにあたってルールがあります。

○ 栃木県では、昭和39年から、良好な景観の形成及び公衆への危害を防止することを目的として、栃木県屋外広告物条例を施行しています。

条例では、主に次の場合、屋外広告物を表示することを禁止しています。

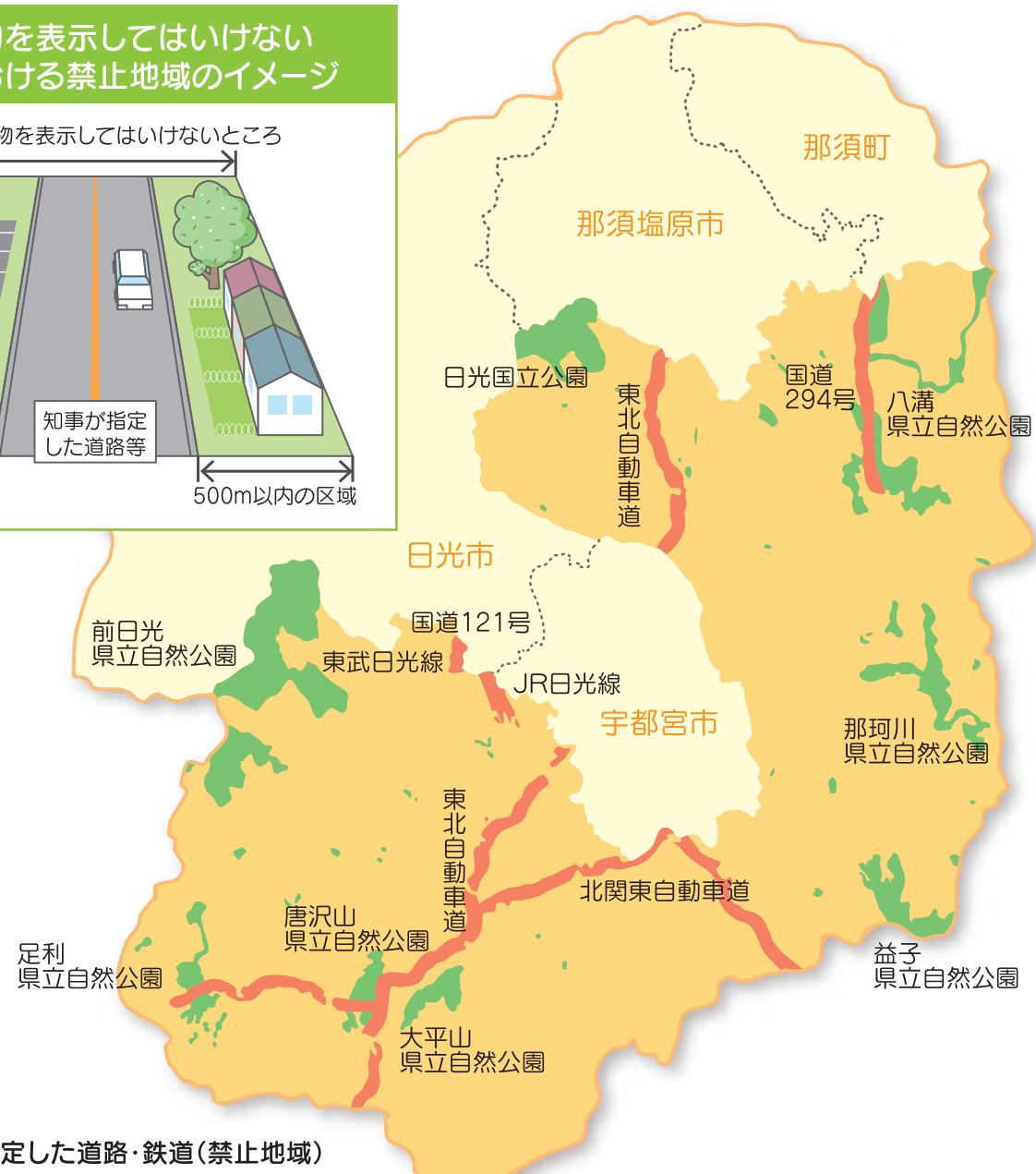
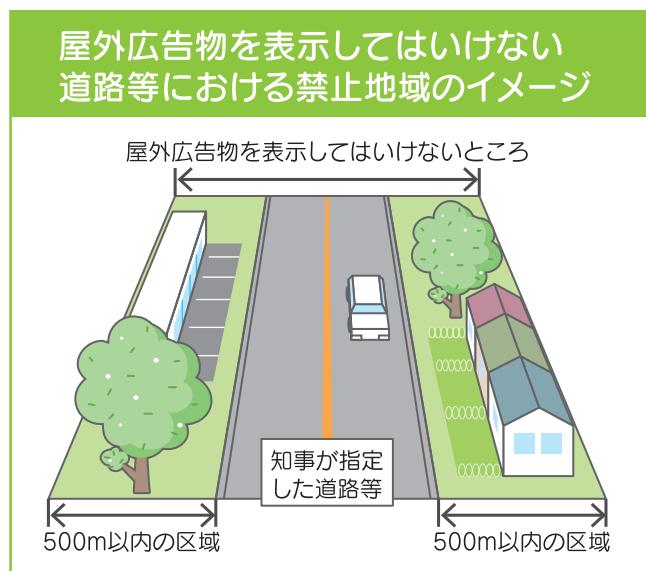
- 1 屋外広告物を表示してはいけない場所があります 禁止地域
- 2 屋外広告物を表示してはいけない物件があります 禁止物件
- 3 表示してはいけない屋外広告物があります 禁止広告物

1 屋外広告物を表示してはいけない場所があります

禁止地域

屋外広告物を表示してはいけないところ

( と  の場所では屋外広告物を表示してはいけません)※1



凡例

-  …知事が指定した道路・鉄道(禁止地域)
-  …その他の禁止地域(国立公園等)
-  …屋外広告物の表示に許可が必要なところ
-  …独自の基準を定める市町の区域 ※2

※1 表示できる屋外広告物もあります。
詳しくは市町村窓口へご相談ください。

※2 宇都宮市、日光市、那須塩原市、那須町の区域においては
それぞれの市町で定める基準が適用となります。

2

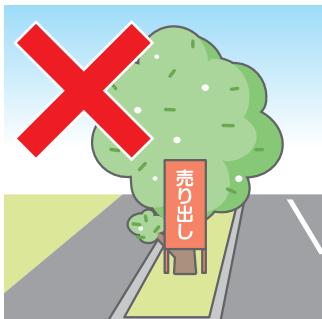
屋外広告物を表示してはいけない物件があります

禁止物件

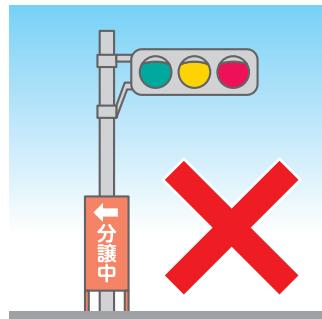
このような物件には広告物は表示できません!



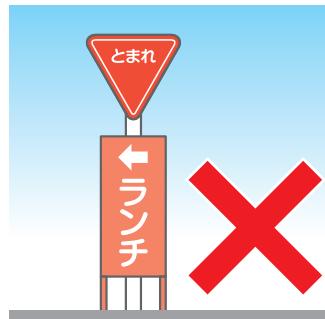
橋
トンネル
歩道橋



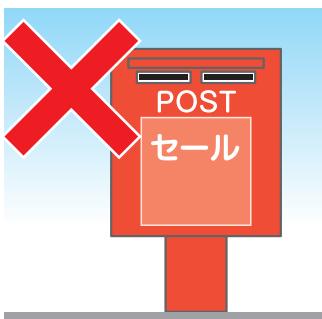
街路樹
並木



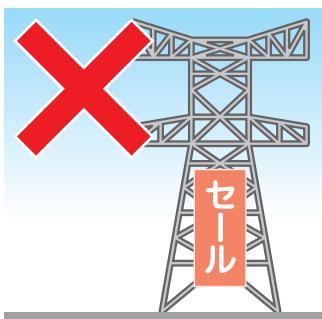
信号機



道路標識



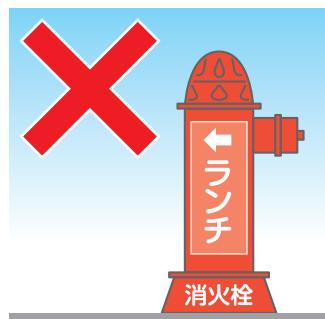
郵便ポスト
電話ボックス



送電塔
照明塔



ガードレール



消火栓
火災報知機
火の見やぐら

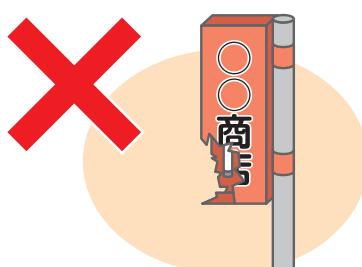
3

表示してはいけない屋外広告物があります

禁止
広告物



汚れたり、
塗料のはがれたもの



破損したものの



落下的おそれ
のあるもの



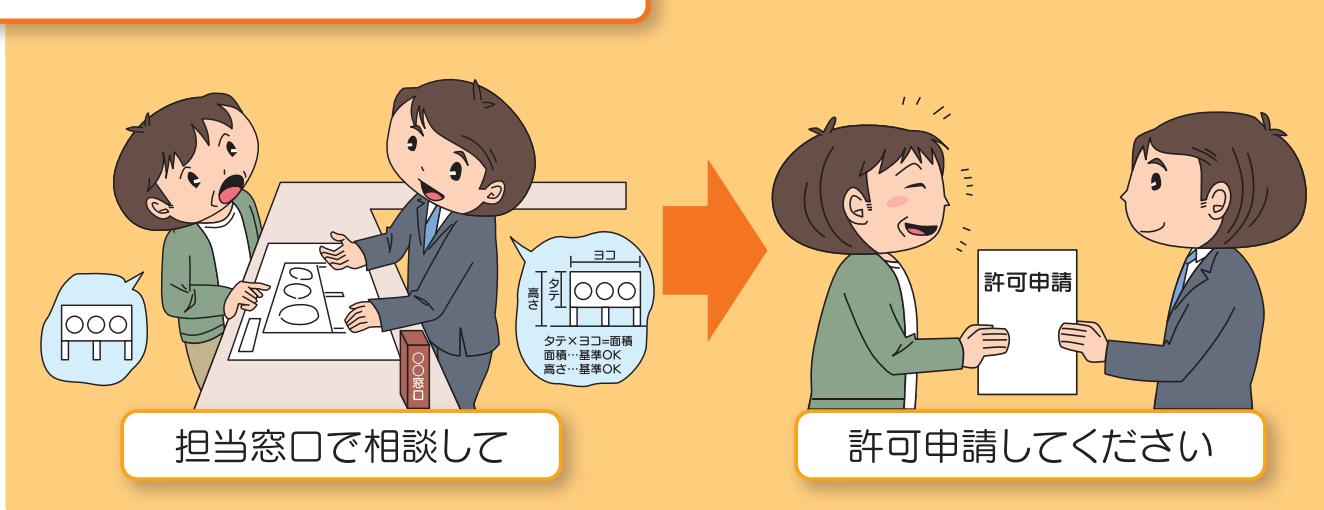
交通の安全を
阻害するおそれ
のあるもの

“屋外広告物のルール”を守って、違反広告物のない 良好な景観づくりにご協力ください。

屋外広告物を表示する場合は「許可」が必要です。

許可の基準、手続きについては、広告物を表示する場所の市町村へご相談ください。

許可申請は市町村窓口で…



屋外広告物の表示を業者に依頼する場合は…

県に登録した屋外広告業者でなければなりません。
また、屋外広告物を設置したあとは、適切な管理が必要です。
※屋外広告業者の一覧は、県ホームページに掲載しています。

詳細な許可基準については…

県発行の次の資料をご覧ください。

「屋外広告物の手引き」(県ホームページに掲載しています。)

「屋外広告物関係例規集」(有償頒布)

※宇都宮市、日光市、那須塩原市、那須町については、独自の屋外広告物条例を施行しています。



発行

栃木県県土整備部都市計画課景観づくり担当
宇都宮市塙田1-1-20 TEL028-623-2463

ホームページ [栃木県 屋外広告物](#)

検索